

これまで培われてきた連携体制を基盤としつつ、患者の受療動向や医療資源の分布状況に応じて、事業推進区域を柔軟に運用する

○都における疾病・事業毎の医療提供体制は以下の考えに基づき取り組んでいる

- ・高度な専門的医療は、全都で医療を提供
- ・初期医療、疾病予防、健康管理など身近な地域で完結すべきものは、区市町村をベースに医療を提供
- ・入院医療は、広域な区域(複数の区市町村、生活圏、二次保健医療圏等)を中心に医療を提供

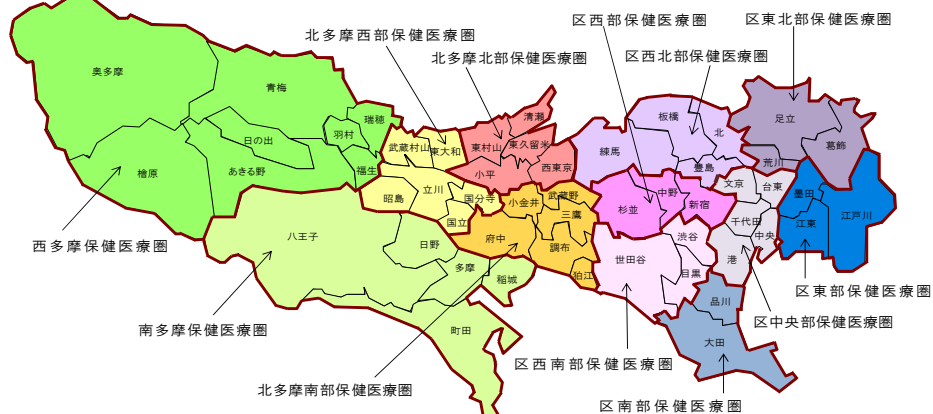
○事業推進区域の設定について

- ・現在、入院医療・搬送体制の区域を特に定める必要がある事業については、複数の区市町村、医療圏を超えた区域など弾力的に設定している(例えば、周産期搬送の8ブロック、小児救命の4ブロック、身体疾患を伴う精神科救急の5ブロック等)。
- ・事業推進区域は、疾病・事業毎に、こうした考えに基づき設定する。

設定、廃止、変更等は、その時々々の社会状況、医療資源、施策の目指すべき方向性等を踏まえ、疾病・事業毎の協議会等において協議を行った上で設定する。

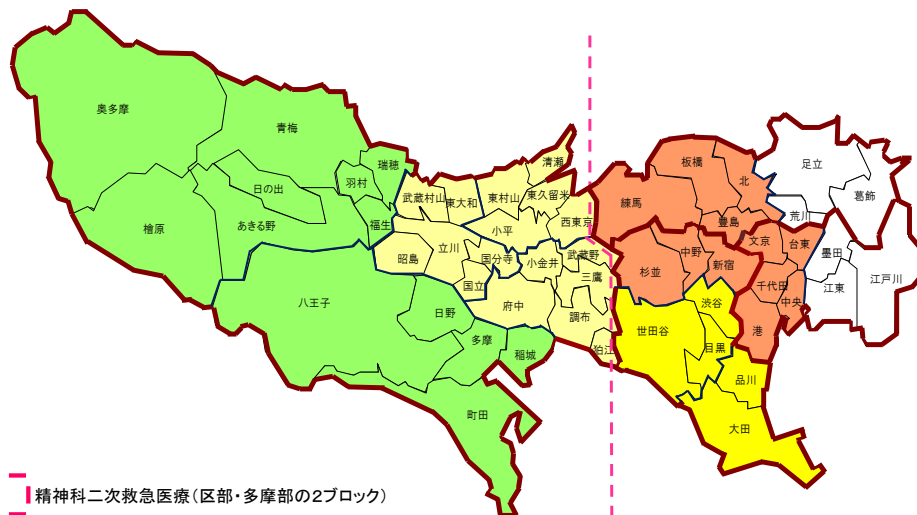
(保健医療計画の計画期間中も柔軟に対応)

- 高度な専門的医療は、全都
- 初期医療、疾病予防、健康管理など身近な地域で完結すべきものは、区市町村
- 入院医療は、広域な区域(複数の区市町村、生活圈、二次保健医療圏等)



精神疾患

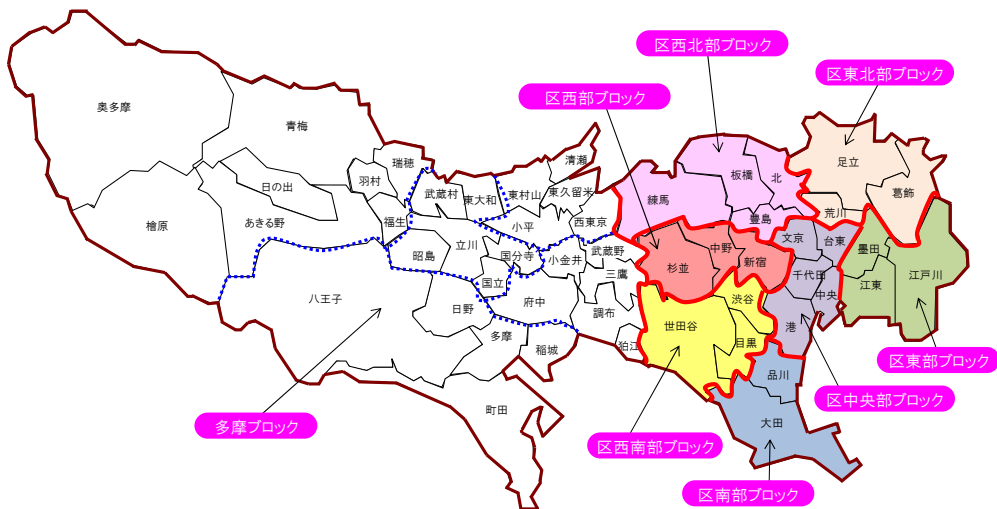
…事業ごとにブロックを設定



- 点線** 精神科二次救急医療(区部・多摩部の2ブロック)
- 実線** 精神科緊急医療(4ブロック)
- 色塗り** 地域精神科身体合併症救急医療(5ブロック)

周産期搬送

…8ブロック



小児救命

…4ブロック

